

第3回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年2月20日（火）午前9時30分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 木戸 賢治

委 員

1番 鈴木 隆	2番 大津 康男	3番 菊地善一郎
4番 二瓶 崇	5番 高野 進	6番 菅井 大輔
7番 齋藤 澄子	8番 山口 久人	9番 木村富士男
10番 武藤 常雄	11番 小林 博行	12番 小沢 勝則
13番 小林千代松	14番 横山 敏光	15番 佐藤 光伸
16番 渡部 信夫		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

17番 庄司 英喜

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第3号 会務報告について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 14 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第 15 号 農用地利用集積計画について

議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 詵 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 長谷川 修

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。今日は朝早く、また大変お忙しいところ第 3 回農業委員会総会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。今年は暖冬ということで、今現在雪がないという状態です。そうしますとやはり春先の遅霜ということで晩霜などには十分気お付けていただきたいということと、水が不足するということになり

ますと今年の作柄にも影響するのではと心配される部分が多くなるということになろうかと思います。来月から農作業が本格的に始まりますので、徹底した肥培管理に努めていただきたいと思います。

会務報告にあるように2月2日に本市の農業振興協議会の総会が開催され出席をいたしました。皆さんにお繋しいたいことは、令和6年産米の主食米は需要に応じた生産目標ということで、県から示されました。本市においては、生産目標の割り当ては63.5%、昨年は63.3%ということで、0.2%多く作付けが可能だということになります。市の計画は4,400haこれが水稻の作付面積でございます。これを受け各農家に目標面積を示さなければならないということで、後ほど営農面談の前に営農計画書の配布があろうかと思います。非主食米については、1,112haの計画です。当初は非主食米は1,200ha位という計画でしたが、なかなか非主食米の中で飼料米の伸びが悪かったということで、当初は520ha位の計画でしたが、実際は400haしか今現在は計画されていないという状態です。本来は餌米は多収穫品種ということで、収量が上がるわけですが、なかなか収量が上げられない。それから、交付金の単価が減額されているという理由で採算が合わないため、今年は飼料米の作付はしないという方が数多くおります。このようなことから、120ha減の400haの計画となっております。餌米については、先日の会議の中でもありましたが、交付金は毎年減額となっている状況であります。多品種を入れて収量を上げて行かないと採算が合わないという状況でありますので、なお注視していただきたいと思います。また、何と言ってもブランド米ということでやはり確立して行かなければなりません。良質な米をしっかりと生産していただくということが大切かと思います。それから、今現在進められている取組みとして、経営所得安定対策事業等に関する制度説明会が3月2日から喜多方から始まり、各総合支所で計画されておりますので、出来る限り出席をいただき話を聞いていただきたい

と思います。その後には営農面談がありますので、今年度の生産計画を立てて生産に励んでいただきたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、17番 庄司英喜委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第3回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、2番 大津康男委員、4番 二瓶崇委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第3号 会務報告について」、「報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。
事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第3号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔18件を朗読、説明。〕

○議長

委員の皆様をお願いをいたします。本総会の内容は正確に議事録を作成する必要があります。更にはインターネット上で情報公開がされております。したがって、ご意見、ご質問がある場合は挙手の上、議長指名の後、起立してからマイクを通して議席番号と氏名を述べてからお話ししていただくようお願いを申し上げます。

それではここで、報告第3号及び報告第4号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第3号及び報告第4号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号及び報告第4号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、本案件中、所有権移転のNo.5を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転のNo.5を除く、権利設定3件、所有権移転5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、6番 菅井大輔委員、No.2については、8番 山口久人委員、No.3については、9番 木村富士男委員、所有権移転のNo.1、No.2については、13番 小林千代松委員、No.3については、9番 木村富士男委員、No.4については、8番 山口久人委員、No.6については、7番 齋藤澄子委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菅井大輔委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番菅井です。農地法第3条権利設定の案件No.1について、ご報告いたします。去る2月10日午前11時より、申請地において設定人の〇〇〇さん並びに被設定人の〇〇〇さん出席のもと現地調査並びに聞き取り

調査を行いました。〇〇〇さんが耕作管理出来なくなったため、同じ集落の〇〇〇さんに今年から耕作してもらうための申請です。〇〇〇さんの外の水田も〇〇〇さんに耕作してもらうために旧基盤法の利用権設定がなされております。今月の旧基盤法の利用権設定案件No.20と関連がございます。この申請地のみ集落内の農地で農振農用地から外れているため農地法第3条での申請となりました。〇〇〇さんは認定農業者で水稻を耕作していることも含め、調査の結果、本申請に伴う権利の設定については問題がないものと判断いたしました。以上です。

○山口久人委員

〔権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第3条権利設定の案件No.2について、ご報告いたします。去る2月13日午前9時ごろ設定人の〇〇〇氏、被設定人の〇〇〇氏、渡部委員と私の4人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、被設定人が耕作している隣接地でもあり、設定人は昨年までそばを栽培しておりました。被設定人は水田として利用する予定であります。周辺は農地であり、農業用排水も整備されており、周辺農地に何ら支障を及ぼすことはないとは判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔権利設定のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第3条権利設定の案件No.3について、補足説明いたします。去る2月11日午前9時ごろから設定人の〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇さんと私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。吉川さんは所有している農機具が老朽化していることもあり規模を縮小したいとのことでした。現地は〇〇〇食堂のすぐ南側にあり、現在〇〇〇さんが耕作している田と隣接していることもあり、〇〇〇さんをお願いしたいとのことでした。〇〇〇さん本人は、まだ会社勤めをしており兼業農家ですが、お父さんが一緒に耕作しているということで、きちんと管理されることを確認いたしました。よって、今回の権利設定について

は何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第3条所有権移転の案件No. 1 について、現地調査並びに実情調査の報告をいたします。去る2月5日午前10時ごろより譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん、農業委員の庄司委員、事務局の成澤さんと私で、現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。地目は田ですが、〇〇〇さんの方で育苗ハウスとして借りており、譲渡人の〇〇〇さんは労働力不足で耕作管理出来ないということで、譲受人の〇〇〇さんに譲渡することになりました。なお、申請地は譲受人の自宅近くにあり、利便性が良く今後も育苗ハウスとして使用していくということです。以上により周辺の農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理がなされるものと判断いたしました。

続きまして、案件No. 2 について、ご報告いたします。去る2月5日午前10時半ごろより、譲渡人の〇〇〇さんの夫〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん、〇〇〇行政書士、事務局の成澤さんと私で現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。田は耕作されておりますが、譲渡人の〇〇〇さんは労働力不足のため耕作管理が出来ないということで、譲受人の〇〇〇さんに譲渡することになりました。東側は水田があり、一部排水堀の補修をして利便性を良くして今後も耕作して行くということです。以上により周辺の農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第3条所有権移転の案件No. 3 について、補足説明いたします。去る2月8日午前9時ごろから譲受人の〇〇〇さんと私で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人は福島県農業振興公社になります。現地は水稻と大豆が栽培されており、きちんと管理裁

培されている状態でありました。〇〇〇さんは集落営農の中心的な方で遊休農地や耕作放棄地などではなく、すべての農地がきちんと管理されている方でしたので、今回の所有権移転については何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第3条所有権移転の案件No.4について、現地調査の結果をご報告申し上げます。去る2月13日午前9時40分ごろ、譲渡人の〇〇〇氏と譲受人の〇〇〇氏、渡部委員と私の4名で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。本案件の申請地は1枚の田になっておりますが、登記上は2筆になっており各当事者の名義になっております。今回は譲渡人の名義部分を購入するもので、譲受人は〇〇〇に作業を委託しております。購入後も併せて〇〇〇さんに委託の予定でございます。結果、今後も作業効率も図れ移転による支障はないと判断いたしました。以上です。

○齋藤澄子委員

〔所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番齋藤です。農地法第3条所有権移転の案件No.6について、ご報告いたします。去る2月6日午前10時ごろより、現地において譲受人と譲渡人と現地調査と聞き取り調査を行いました。申請地は、30年ほど前から譲ってほしいということで申請があった土地ですが、譲受人の隣の家でも一緒に雪捨て場として活用していたところであり、譲渡に至りませんでした。今回、譲受人の隣の家の方で今年から返還をしたいという申出があったために今回の売買になりました。取得後は夏は野菜を栽培し、冬は雪捨て場ということで活用して行くということです。また、単価が少し高いのですが、単価が高いことについては譲受人の〇〇〇さんの方で、譲渡人の〇〇〇さんの方で建物を建てたり外の方に譲られると自分の方の雪捨て場がなくなるということで、相互の話し合いに基づいて快

く売買に至ったということでご理解いただきたいと思います。以上報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第12号 所有権移転のNo.5を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、菅井大輔委員

○6番菅井大輔委員

6番菅井です。案件No.4について、お聞きしたいのですが、本人が耕作しない旨の報告があったと思いますが、それでも農地法第3条の所有権移転が可能でしょうか。

○事務局

今程の菅井委員からのご質問についてでございますが、農地法第3条所有権移転のNo.4の案件でございます。譲受人の〇〇〇さん、経営の仕方として、農地法第3条の条件といたしましては、すべての農地を効率よく利用するという、すべて自ら耕作するという条件でございますが、基本的には部分的な委託ということもひとつの経営のやり方ということでございまして、その部分は〇〇〇さんの方へ一部委託するというところでございますので、経営としてはそれで成り立つととうことで判断しているところであります。以上であります。

○議長

菅井委員よろしいですか。

○6番菅井大輔委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第12号 所有権移転のNo.5を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 所有権移転のNo.5を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第12号 所有権移転のNo.5の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、6番 菅井大輔委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菅井大輔委員の退席を求めます。

※（6番 菅井大輔員退席）

○議長

事務局より朗読・説明させます。

○事務局

〔所有権移転のNo.5の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.5について、18番 木戸賢治委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木戸賢治委員

〔所有権移転のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

18番木戸です。農地法第3条所有権移転の案件No.5について、説明いたします。去る2月9日午後4時から申請地において、譲受人に〇〇〇さん立ち会いのもと現地の確認と内容の聞き取りを行いました。なお、所有者の〇〇〇さんについては、亡くなっておられますので、家庭裁判所からの審判によって選出された〇〇〇弁護士とは電話にて確認を行いました。申請地は、譲受人の〇〇〇さんの農地に隣接しており今後は自作地と同様にそばを作付されるとのことで、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

それでは、議案第12号 所有権移転のNo.5の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第12号 所有権移転のNo.5の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、。議案第12号 所有権移転のNo.5の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

6番 菅井大輔委員の着席を求めます。

（6番 菅井大輔委員着席）

○議長

続きまして、「議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1について、10番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○武藤常雄委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番武藤です。農地法第5条権利設定 案件No.1について、ご報告いたします。去る2月8日午前10時ごろより設定人の〇〇〇氏、被設定人の〇〇〇の専務、佐藤光伸委員と私、事務局より誼高次長、高郷支所の小林さん立ち会いのもと現地調査を行いました。良質な山砂採取のための一時転用ということで、工事期間は1年間という約束のもと県の農林事務所より計画が認可されまして、地元行政区及び土地改良区よりそれぞれ同意を得ておりますので、近隣農地への影響は少ないと考えられ、問題はないものと判断をいたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第13号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、鈴木隆委員

○1番鈴木隆委員

1番鈴木です。山砂採取で地下水が出た場合に排水する場所はあるの

でしょうか。

○事務局

只今の鈴木委員からのご質問についてですが、地下水が出た場合についての排水先の確保はしてあるのかということでございますが、本案件の山砂採取の計画につきましては、地下水が出て来た場合については、そこで山砂採取をストップするということが計画されているそうであります。その点につきましては、現地調査の際にも地権者の方、会社の方の立場で専務が出席しておりますけれども、双方から確認をしているところであります。なお、認可計画についてもその様な計画になっていると聞いておりますが、少し補足させていただきますと山砂採取の方については既に申請が受理されておまして、許可につきましては農地転用の許可と同日で許可という流れになります。関連法と同時の許可になりますので、県の会津農林事務所の農村整備部でも現地調査を2月に実施していると聞いております。また、2月15日前には地元の土地改良区と実際に農業用施設の関係について、現状はどうなっているか現地調査を実施したと聞いております。以上であります。

○議長

鈴木委員よろしいですか。

○1番鈴木隆委員

ありがとうございます。わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第14号 農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔農振除外2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第14号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員

○14番横山敏光委員

14番横山です。案件No.2の〇〇〇の件についてですが、事務局からこれから、農振除外した場合いろいろなものが出て来るとの話でしたが、現状で〇〇〇の排水が下流の〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の用水に垂れ流ししている状態です。雨水を流すという話なんですけども、〇〇〇地区及び〇〇〇地区の方では、内容がよくわからないので、今の状態ではハンコは押せないという話も一部聞いております。これから本格的に申請等も出てくるとは思いますが、その準備段階として排水の場合の水質調査のデータはあるとアドバイザーという方が言っているらしいので、どういうデータがあるのかを出していただきたいということと浄水施設を完備して出すという話ですが、現状では浄水施設が認識できないため、その辺りの確認を取っていただきたい。同時に現状、〇〇〇さんは草刈

りもやっていないので、そういった場合の管理状態について今後どうするか、そういったものも出していただくとよいのではないかと。問題点としては、その辺りではないかと思います。土地改良区として、先般一週間前に現地調査を行っております。改良区としては、農振除外を行うのは問題はないが、排水は用水に入れないようにしてくださいと今回は口頭で話をしました。これから、改良区の方へも建設課の方から建設計画が出てくるとと思いますが、その際には明確に文書で出すようにするというように委員会では決めました。私もそちらの所管でいましたので、その様な流れにしようと思いましたので、喜多方も今後は水質問題に取り組んでいる自治体でもありますし、今〇〇〇地区では〇〇〇の排水問題でいろいろとありますので、この〇〇〇においてもその様なことがないように、予め問題点となるような部分は、明らかにしてそちらの対応をできる様にしたらよいのではないかと思いますので、一言いっておきたいと思います。

○事務局

横山委員からの問題点となるような部分は、予め明らかにして対応して行った方がよいというご意見でございます。土地開発許可行為にもなって来ておりますので。いろいろな法律が関連して来ております。その中で地元の方から同意を頂いたり、市の農振の方の意見を頂いたりと話しがあつた際には図面等の提示を受けて、市の方からこの内容で農振除外について意見を出してほしいということでございます。今おっしゃられた内容につきましては、水質の関係ですとか排水の用水へ入れないでほしいとの意見もあつたということでございますので、今後転用許可申請が出てくる予定になっておりますので、農業委員会からということで、実際にアドバイザー的な方もおりますけれども会社や農業振興課へその様な意見があつたということで、申し上げたいと思っております。

○議長

横山委員よろしいですか。

○14番横山敏光委員

アドバイザー的な方がいるんですが、よく知っている方です。官尊民卑を地で行くような方ですが、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇地区にご了解いただきたいと判子を頂きに歩いているわけですが、地域、地域でその文書の内容が違っているとの現場の声が私のもとに入っております。言葉が上手な方で甘い言葉も透かした言葉も言うので、時には強面の内容の話をして、プレッシャーをかけているという話も聞きますので、その様なことのないようにアドバイザーの方には注意をした方がよいのではないか。農業委員会としてもその辺りはよく忠告した方がよいかと思えます。以上です。

○議長

今の件については、この後農業振興課の方とアドバイザーについては意見を提出しておきますので、今回はよろしいですか。

○14番横山敏光委員

まじめに対応していただきたい。ほとんど〇〇〇の運営は徹底されていない。98%はアドバイザーが話をしている。その様な状況で会社を代表する方でない者が判子をもらいに歩っているというのもいかなものかと思えますので、その辺りが少し気になるところです。

○議長

なお、今回の総会で意見があったということで塩川支所の方には繋いで行きたいと思えますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長

横山委員よろしいですか。

○14番横山敏光委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、小林委員

○13番小林千代松委員

13番小林です。付属資料6ページの土地利用計画図の訂正をお願いしたいのですが、方位図のNが西側を向いていますので、訂正をお願いします。

○事務局

方位につきましては、上が北側でございます。訂正させていただきます。

○議長

小林委員よろしいですか。

○13番小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、渡部委員

○16番渡部信夫委員

16番渡部です。土地利用計画図の最後のページと併せて前のページも見ていただきたいんですが、申請地は6筆となっていますが地番からいうと北側から13番、14番になるのかという考えでお話しますが、現在は〇〇〇さんと〇〇〇さんという方が土地所有者ですが、実際にこのお二方が耕作もされている状況にあるのか。作目としては水稻として利用されているのか、その辺の現況はどうなっているのでしょうか。

○事務局

今程の件につきましては、確認をしております。農振除外の場合ですと現地調査もしていないという状況がございます。図面等の農業振興課からの書類での審査ということになっておりまして、今言われた様に

土地所有者が自ら耕作しているかどうかという件につきましては、確認しないと今は即答できないという状況でございます。なお、現地につきましては、おそらく水稲だったのではないかとおもわれますが、こちらにつきましても確認はしておりませんので、その様なことで答弁になりませんけれどもその様な状況でございます。

○議長

渡部委員よろしいですか。

○16番渡部信夫委員

現状はわからないということですが、なぜその様な質問をしたかと言いますと、土地利用計画図の最終ページを見ますと工場が建ったとするならば、残地として残った農地の形が非常に水田には適さない鋭角になった様なところもありますので、非常に工場が立地されますと水稲の作付がなかなか厳しい形状になると思ったものですから、今の耕作者との考え方のすり合わせはどの様にしているか気になりましたので、今後この計画が進む段階で誼高次長が言われた通り、耕作者の実態調査を並行して行っていたきながら、残地も適正に利用されるような形でお話し合いを進めていただければと思いますので、よろしく願いしたいと申し上げておきたいと思います。以上です。

○事務局

わかりました。

○議長

なお、この件についても農業振興課の方と確認をして意見を出して行きたいと思います。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

お諮りいたします。議案第14号については、喜多方市に対し異議が無

い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第15号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定69件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第15号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

はい、横山委員

○14番横山敏光委員

14番横山です。No. 1 からNo. 8 までで結構です。賃借料が無償となっておりますが、無償の理由を簡単をお願いします。

○事務局

只今、横山委員からNo. 1 からNo. 8 までの案件につきまして、無償という内容であります。なぜ無償なのかということでございました。確認しましたところ、まず耕作条件が良くないということございまして、場所が〇〇〇地区になります。その周辺は3反田になっておりますが、当該農地につきましては、矮小な1反位、あるいは1反に満たない田ん

ぽということでございまして、荒らすよりは作っていただきたいということで、法人の方をお願いしたいという内容になってございます。そのために無償ということでございます。以上であります。

○議長

横山委員よろしいですか。

○14番横山敏光委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第16号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）12件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第16号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第16号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第3回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 11：07